

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成25年9月10日(火)午後3時から午後5時
- 2 場所 東京地方裁判所第一会議室
- 3 参加者等

司会者 若園敦雄(東京地方裁判所刑事部判事)
裁判官 金子大作(東京地方裁判所刑事部判事)
検察官 横田希代子(東京地方検察庁公判部副部長)
検察官 児嶋隆司(東京地方検察庁公判部検事)
検察官 水上嘉寛(東京地方検察庁公判部検事)
弁護士 久保有希子(第一東京弁護士会所属)
弁護士 白井徹(東京弁護士会所属)
弁護士 久保内浩嗣(第二東京弁護士会所属)

裁判員経験者8名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

それでは、裁判員の経験者の意見交換会を始めさせていただきます。

今回は、わかりやすい裁判員裁判を全体的なテーマとして意見交換を行っていきたいと考えております。普段は裁判とは全く縁のない生活を送っておられる裁判員の皆さんに主体的に裁判に参加していただくためには、裁判官のみの裁判の場合とは異なって、やはり検察官、弁護士、それから裁判所も、裁判員の皆さんに法廷の中で審理内容を見たり聞いたりして、比較的簡単に内容が十分理解できる、そういう審理、あるいはそれに基づく評議を私たちは目指すべきだというふうに考えております。

今回は、アンケート結果なども踏まえて、ご意見をお伺いしていきたいと考えております。

まずはそれぞれの方が参加された事件について簡単に紹介させていただ

た上で、わかりやすさだけにかかわらず、全体的な感想についてご意見をお伺いしたいと思います。

順番に1番さんからお伺いしたいんですが、まず1番さんが担当された事件は、帰宅途中の被害者の人に対して、いきなり背後から抱きついて、着衣の上から乳房を揉んで、抵抗する被害者を後方に引っ張って、あおむけに倒して、加療約11日間を要するけがを負わせたとして起訴された強制わいせつ致傷の事案だとお聞きしております。職務従事期間は5日間で、今言った乳房を揉んだかどうか、あるいは意図的に倒したかどうかなどの点について争いがあって、被害者の方の証人尋問も行われているようです。

それでは、全体的な感想をお願いいたします。

1番

今、司会者の方から紹介がありましたように、今年の2月に呼び出しされ、選任された日を含めて5日間、裁判員裁判に従事しました。全般的な感想でいうと、非常にいい経験をさせていただいたというふうに思っています。

名簿に載りましたよという連絡が来たのが、その前の年11月だったので、もう来ないだろうと思っていたときに、12月の暮れも押し迫ってきて、名簿に載ってから1年ぐらい経っていましたので、ほとんど忘れていたところにぽっと来て、正直、来たときは非常に緊張しました。

裁判所に来て、実際、選任手続をとって、そこから最終的には6人選ばれるということで、裁判所に来た段階では、ここまで来たんだから、せっかくだから最後まで見てやろうというような気持ちで来て、おかげさまで選任されたという形です。

私も普段全く司法の関係とは縁遠い生活をしていますし、いわゆる刑事裁判ですとか、あるいは裁判所、法廷の様子というのは、それこそドラマとか小説で見るような、非常にステレオタイプな感じしか持っておりませんでした。ということもあって、あとはやはり自分が担当することになる事件がど

の程度のものかというところとちょっと変かもしれないですけども、最近、遺体の写真を見た方がPTSDになったということもあったように、私もそういうのは得意なほうじゃない部分があるので、そういう意味では非常に緊張しました。

非常に正直なところを申し上げますと、事件の内容を知ったときには、被害者の方には大変失礼かもしれないんですが、死刑が出るような犯罪じゃないかと、量刑もそんなに重くないんじゃないかなみたいなこともちょっと、これはあくまでもイメージですけど、思いまして、正直なところ少し気が楽になったということもちょっと覚えています。

わかりやすさという意味でいうと、検察官の方の冒頭陳述ですとか、これもステレオタイプなイメージで、非常に長文の冊子を朗々と読み上げるというようなイメージなのかなと思ったんですが、時間短縮とか、あるいはわかりやすさというか、本当に素人にもぱっと見てポイントがわかるようにというような形で配慮されていたと思うんですけど、A4の1枚で、事件の流れと、ここがいわゆる裁判では争点になりますよといったようなことがはっきりと書かれていまして、企画書を見るような感じで、そこら辺は斬新で驚きました。普段私が部下に指導している内容が体现されているような、どこがポイントなんだ、どこがどうしたいんだ、どこを検討したいんだということが非常によくわかりやすく載っていて、これはすばらしい企画書みたいですねということを裁判官の方に言った記憶がございます。わかりやすさという意味でいえば、そういった意味で検察官の方も、あるいは裁判官の方も、素人相手にかみ砕いてやっていただいているということがよく伝わってきた部分があって、そういう意味では、ホスピタリティがあったなというふうには思っています。

それから、ちょっとこのテーマとは外れるかもしれないんですけど、私自身もそうでしたし、また一般的に報道される内容だとかというところからも

そうかもしれないんですけども、裁判員制度が始まったことによって、一般市民の常識を法曹の中に生かすというような趣旨というのはわかるんですけども、ややもすると、懲罰的なというか、感情的な、エモーショナルな形に流れるんじゃないかと。ですから、刑が非常に重くなる傾向にあるんじゃないかとか、いろいろ統計もとられているみたいですけども、そういうようなことを、私が終わった後に周りの人からも、もちろん内容は言いませんけれども、実はそうだったんじゃないかみたいなことをよく言われることがあって、実際、裁判員さんの中でもそういう側面があるのかなと私思っていたんですけども、感情に流されることもなくて、誰か声が大きい人の意見に引っ張られるとか、そういうことも特になくて、そういう意味では、プロの裁判官の3人の方がうまくリードした上で、それぞれの裁判員の方もきちんと意見を言ったということで、非常にそこら辺、なかなか誤解を招きやすいんですけども、裁判員になった当事者からいうと、本当に冷静に、過去の判例とかも踏まえた上で、じゃあどうなんだと。あるいは被害者の被害感情だとか、あるいは被告人の、ちょっとおこがましいかもしれないですけども、いわゆる更生を考えたときに刑とはどういうふうにあるべきなんだということも踏まえて、非常に濃密な議論ができたというふうに思っています。

私が担当した事件は強制わいせつ致傷という事件だったんですけど、公平性を確保するという意味では当たり前なのかもしれないんですけど、補充裁判員2人も含めて8人のうち7人が男性で、女性の裁判員の方は1人だったものですから、裁判官の方は3人のうち1人が女性だったんですけども、事案によってどうなのという点はありますけども、少しその辺の性別の構成だとか、あと年齢的にも、裁判の公平性という意味でいうと少し配慮してもいいのかなと。なかなか難しいかもしれないですけど、それはちょっと感想としては思いました。

司会者

ありがとうございました。

それでは、次に2番さんですが、担当された事件は、かねてから生活音をめぐって隣の部屋に住んでいた被害者の人とトラブルになっていて、その相手の態度に不満を募らせていた被告人が、刺身包丁を持ってその部屋へ行って、何度も刺して殺したとして起訴された殺人、それから銃砲刀剣類所持等取締法違反の事案だと聞いております。職務従事期間は7日間で、殺意の有無が争いとなって、警察官、被害者の隣の部屋の住人、近隣住人などの証人尋問が行われて、量刑についても争いがあったようです。

それでは、2番さんから感想をお伺いしたいと思います。

2番

今ご説明いただいたとおり、3月にちょうど1週間関わらせていただきました。最終日に裁判長が締め言葉をおっしゃったんですけれども、裁判員制度がそもそも始まる時に、一般市民に審理ができるのか、素人に任せてもいいのかという反対意見も大きかったんですが、実際に裁判官として何度も裁判員裁判に立ち会ってみて、いつも、皆さんここまでやってくださるんだなというくらい毎回いい話し合いが尽くされていると思いますとおっしゃったんです。私もその一言に集約されるなと思ひまして、自分自身も、日ごろ身近な存在ではない裁判について身近に考えるととてもよいきっかけになる制度だと思いました。

具体的には、審理が始まる時に、なかなか最初のころは発言が出てこないんですが、裁判長を初め裁判官の方が促しというか、ファシリテーター役をきちんとしてくださっていて、議論が活発化するようにすごく工夫してくださっていたと思います。

休憩時間のときなども、やっぱり殺人事件ということで、1日の審理が終わると、帰宅すると倒れ込むくらいすごく毎日集中していたんですが、それくらい疲労というか精神的な負担がすごく大きかったと思うんですけれども、

そういう一般市民の裁判員のことを慮ってくださって、裁判官の方が休憩中に話しかけてくださったり、また、逆に話しかけることで、いつも裁判官に話しかけられて緊張してしまうというご意見をしていた方もいらっしゃるなかで、そういうことはありませんかと聞いてくださったり、裁判員制度を進めていく上で、裁判官の方々がまさに試行錯誤しつつ市民のことも考えて、この裁判員制度はよいものだと思って、維持、推進していこうと思っいらっしゃるのをすごく感じました。呼ばれたはいいいけれど疎外されるのかなという感じじゃなくて、本当にみんなで一緒に考えましょうという雰囲気づくりをしてくださったと思います。

あと、印象的だったのが、最後のほうで時間に余裕ができましたので、ほかの裁判、普通のプロの検察官、弁護士の方、裁判官の方だけでやっいらっしゃる裁判を傍聴したんですけれども、やっぱり話すスピードが全然違って、ものすごく速くて、レジュメの準備ですとか、実際に裁判の中で話すスピードなどもものすごくゆっくり話してくださって、非常にわかりやすくしようと実際にやっくださっているんだなということが、傍聴をしたことでよくわかりました。私からは以上です。

司会者

ありがとうございます。

それでは、次に3番さんです。担当された事件は、元交際相手を、これは二人いるみたいで別の事件みたいですけど、それぞれストーカー行為に及んで、さらに、その肉親を火をつけたりして殺害したとして起訴された殺人、現住建造物等放火、逮捕監禁などの事案です。この事件は、職務従事日数が25日間と大変長い事件です。二つの殺人のうち、二人が亡くなった事件については殺意の有無が争いになっていて、また、死刑求刑がなされた事案ですので、もちろん量刑についても争いがあった事案と聞いております。そういう事件ですので25日間ですし、共犯者も含め非常に多くの証人尋問がな

されております。長丁場の事件を体験されて大変だったと思いますが感想はいかがでしょうか。

3 番

今お話がありましたように1か月近く、長い裁判でした。事件自体も殺人事件という重大な事件で、最終刑も死刑という、そういう案件ではございましたが、しかし、最初から、公判があって評議、そういう流れの中では非常にスムーズに全てが運んだ。評議の中でも、特に議論をしてわからないとかそういう場面はなくて、最初の冒頭陳述のときに配られた冒頭陳述要旨というものに基づいて、公判ですね、証人尋問とかそういうものが行われて、それを後で評議していったということで、重い事件ではあったんですが、評議としては非常にスムーズにいったなというふうに。

ちょうど私どもがやっている最中に別の同様な事件の公判が始まって、後から始まって、それが先に終わってしまったというような事件がございまして、この1か月の長さというのはどうだったのかなと。何が長いかというと、証人尋問が非常に多かったということがあって、証人尋問の必要性が本当にどうだったのか。必要ない証人もいたように感じております。

殺人事件ということですから、死体が出てくるとか、そういうものに対する配慮というものは非常にされていて、その場では、写真とか見ても、それに対して特におかしなこと、感じることはなかったんですが、たまたま早く終わったときに、ほかの裁判を聞きに行ったときに、それも殺人事件だったんですけど、そのときに、実際写真とかはないわけですが、殺したときの様子を克明に尋問して説明したのを聞いたときに、話を聞いているだけで非常に気持ち悪かったというところがありまして、ただ単に写真とかそういうものだけじゃなくて、言葉での説明とか、そういうのも注意していただかないとまずいんじゃないかなというふうに思いました。

量刑ですが、死刑という厳しいものだったんですけど、私ども全くこうい

うことを今まで経験がなかった者が刑を決めるということで、刑が本当に何が妥当かというのは非常に難しいなど。死刑というのを決めたことに対して責任を感じるとか、そういう人がおられるわけですが、やはり本当に何が正しいのか、死刑がいいのか、あるいは刑務所へ行って更生するのがいいのかとか、そういうところが、やってみて難しい問題だなど。結果的には、過去のそういう事件の事例の中から、それに類したような形での刑罰が決まっていくというのは、まあまあ仕方ないというか、そういう一つの例として決まっているケースが多いんじゃないかなというふうに思います。

あとは、裁判官の方、それから裁判員のメンバーは最初10名選定されて、最終の段階は7名だったんですけど、裁判官のいろんな持っていき方とか導き方がうまくて、非常にうまくいったなというふうに思っています。

最後に1点だけですが、冒頭陳述とか、いろんな証人尋問の中で証拠が出されるわけですが、それを評議のとき見るといったときに、評議室で使えるものというのが、世の中のOA機器がいろいろ進んでいる中で、電子データでプロジェクターですぐ映すとか、そういうものが余り使われていなくて、ホワイトボードとか、一応液晶のディスプレイはありますけれど、それが活用されていないというようなところで、証拠とかそういうものがすぐ見れるというか、評議のときにすぐ見れるというようなことで、評議時間の効率化とか短縮、そういうものを図るべきではないかなというふうに思いました。以上です。

司会者

ありがとうございます。

それでは、続いて4番さんです。4番さんも非常に長い事件を担当されておられます。いわゆる海賊事件と言われているもので、被告人が共犯者と共謀の上、アラビア海の公海上で海賊行為をしようとしたんだけど、未遂に終わったとして起訴された海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する

法律違反という事案です。職務従事期間が24日間と、この事件も長いものです。被告人らが海賊行為をしようとしたこと自体について争いがあり、共犯者の尋問も含め、多くの人の証人尋問が行われました。また、被告人の使用言語について、直接の通訳人が確保できなかったため、二重通訳による尋問が行われたと聞いております。

4番さん、全体的な感想をお願いいたします。

4番

今、ご紹介がありましたように、いわゆるソマリア海賊の事件ということで、日本で海賊対処法が施行されて初めての事案ということで、初めてといいますが、私が担当したのは共犯者4名で、最初に二つ裁判が終わっていましたので、最後の三つ目の事案ということで、最初の二つの裁判では、被告人が最終的には海賊行為を認めてはいたんですけども、私が担当した事件については、あくまでも無罪を主張しているということで、今年の3月5日から4月12日までということで、非常に長い期間を担当させていただきました。

裁判員制度そのものがあるのは知っていても、まさか自分がやるとは思わずに、実際に選任されたときも、会社でも、本当にそんなの当たるんだねというような声も周りから結構かけられまして、私が勤務している会社は比較的大きな会社なんですけど、周りでもそういう経験をしたという話は聞いたことがなかったので、本当にびっくりした次第なんですけど、最初に事案の概要を聞かせていただいて、普段身の回りで起こらないような事案ですので、裁判員制度そのものを経験するというのも非常に貴重な体験ではありますが、事案自体が非常に珍しい事案ということもあって、これは積極的に関わってほしいということで、最後まで何とか務めさせていただくことができました。

ソマリア海賊事件ということで、先ほども申しましたように、普段身の回

りから発生するような事案でもないですし、私も含めてほかの裁判員の方もそうだと思うんですけど、なかなか具体的にイメージも湧かない中で裁判がスタートしまして、証人も半数近くは海外から来ていただいて証言していただくような裁判でしたので、日程的にも、長期間であったものの、証人のスケジュールの関係もあって、非常にタイトなスケジュールで行われたということで、後で聞きたくなくても聞けないというようなスケジュール感の中で1か月ちょっとを送ったという形です。

事案自体はそういう珍しい案件ですので、比較的、裁判所を始め弁護士もそうですし、あるいは検察側もそうなんですけども、模型を使ったり、あるいはスライドを使ったり、音声を使ったりということで、非常にわかりやすく運営していただくことに努めていただいたような気がしています。

今回の事案はタンカーを乗っ取るというようなことでしたので、我々はタンカーの構造自体もわかりませんし、操舵権を握るということが、どういうことをもって操舵権をとられたという判断ができるのかとか、あるいは、そもそもソマリアってどんな国なのかとか、どこにあるのかとか、そういうことも含めて全然わからない中でやっていましたので、なかなか情報が乏しい中で裁判自体が進行してましたので、そういう面では、私も含めて、裁判官の方もそうでしょうけれども、苦労したのかなというふうに思います。

ただ、裁判の運営の中でもうちょっとこうあったらよかったなという部分では、先ほど司会者からお話があったように、ソマリ語を英語に通訳して、英語をまた日本語に通訳して、結構時間もかかったりしてご苦労だったと思うんですけども、なかなか裁判員として聞きたいことが聞けないというか、弁護側も被告や証人に対してもそうですし、あるいは検察が被告や証人に対してもそうなんですけども、それぞれの立場で聞きたいことはあるんでしょうけど、我々素人である裁判員に対してより理解をしていただきやすいような質問の仕方という部分では、ほかの裁判ではいろいろ工夫はされているの

かもしれませんが、私が担当した事案では、もう少し裁判員にもわかりやすいような形で進行されたらよかったのかなというような気がしています。

それから、直接裁判がどうこうということではないのかもしれませんが、今回はソマリア人を裁くということで、そもそもなんで日本でそんなことをやっているのかというのは、いろいろ裁判官からもご説明はいただいたものの、政府間のやりとりで日本でやることに決まったというのは、それはそれとして、仮にその刑を終わった後に彼らはどうなるのか、どうするのか、最終的な落としどころも政府として考えているのか、考えていないのかとか、そういうことも含めていろいろ考えさせられる事案だったということで、非常にそういう意味で貴重な体験をさせていただいて、体験しただけじゃなくて、いろんな意味で考えさせられるきっかけになった事案だったなというふうに思います。

司会者

ありがとうございました。

それでは、次に5番さんですが、担当された事件は、母親である被告人が生後1か月の第三子、三番目のお子さんを殺そうと考えて、その鼻と口を手で塞いで窒息させたんだけど、未遂に終わり起訴された殺人未遂の事案です。この事件については、職務従事期間が8日間で、事実には大きな争いはありません。量刑が問題になりました。その家族、あるいは精神鑑定を行ったお医者さんの証人尋問が行われています。

それでは、5番さん、全体的な感想をお願いいたします。

5番

今、ご紹介いただきまして、5月に裁判員として参加させていただきました。昨年の暮れ、11月に、今年自分が名簿に入っているという通知が来まして、4月に今度は選ばれたということで、裁判所に来ましたけれども、今まで裁判所というものに全く縁のない生活をしてきまして、正直、通知が来

る、手紙が裁判所から来るというだけでも結構動揺してしまう状況で、裁判所に来るといふことでものすごく緊張して来ました。

最終的に選ばれて、みんなで顔合わせをしたというところから始まったんですけれども、初めは皆さんがすごく緊張しているような状況にありまして、でも、その日は自己紹介という形で、とても和気あいあいではないですけれども、ちょっと肩の力を抜くような形でスタートできました。一步踏み入れて始まってみれば、本当に一日集中してやるような状況になりまして、日々とても緊張はしていました。

初めのうちは、真っさらな気持ちで聞くというふうにお話をいただいていたので、その気持ちでと思って話を聞いていたんですけれども、実際のところ、今回の事件が、被害者と被告人が同じ家族の中にいるということで、とても複雑な思いで話を聞いていたのと、実際に話を聞いていたときにはぐっところえながらも、休憩室に行ってちょっと涙が出てしまうようなときもありました。いろいろご心配いただいて、途中でももちろん辞めることもできるという選択肢もいただいたんですが、やはり最後まできちんとやろうという思いがありましたので、最後まで担当させていただきました。

そういった中で、考えることが、ちょっと理解しがたい事件といえますが、もちろんどんな事件でも、被告人の気持ちになるというのはちょっと難しいことなんですけれども、ちょっと考え方に理解しがたいというところが多くありましたので、もちろんそれぞれの意見もありましたし、質問したい内容が結構あったんですね。やはり裁判の法廷の場で質問をするということはすごく緊張するものであって、そのときに思っている、手を挙げて素直に言えるかという、なかなか難しいことだと思うんですけれども、その都度、一度話を聞いてから一度休憩をとっていただいて質問をするという形で、その休憩中に、こういうことを聞いていいかという確認をとったりもすることができたので、みんなが自分が思ったことをきちんと発言できていたと思

ます。

そういった意味で、本当に素人で全くわからない現状の中で、それでも聞いていけば、やっぱりいろいろな思いとか複雑な気持ちがあると思うんですけども、そういったことを隠さずといえますか、きちんと話ができるような状況に持って行っていただけたので、そういった意味ですごくやりやすかったと思います。

周りで裁判員に選ばれた人が私も全くいなかったもので、未知の世界でしたけれども、一つの家族についてこんなに考えるようなことは人生そうそうないことだと思うんですが、非常に貴重な経験をさせていただきました。

司会者

では、続いて6番さんです。担当された事件は、夫と不仲になって、被告人が、夫がお金を持って出て行ってしまったというようなことに腹を立てて、着物にシンナーをかけて、戻らないと家に火をつけるというメールをしたのに、戻らないという返信があったことから、ライターで点火して天井に燃え移らせたんですが、家の一部を焼損させたという、現住建造物等放火の事案だそうです。職務従事期間は4日間で、事実には争いがなく、量刑が問題となった事案で、夫の証人尋問も行われているようです。

全体的な感想について、6番さんお願いいたします。

6番

当事者に今回いろいろな説明を受けて、事件の内容を聞いて、評議室に戻って、休憩時間も含めて、結構いろいろ皆さんが意見交換したので、4日間ですけども、かなり長い内容の深い審議が皆さんとできたと思っています。

年齢的には私が一番年寄りで、男女の比率も、年齢のバランスも全部極めて充実していた、バランスがとれていた。非常にやりよかったと思います。裁判員同士もお互いを尊重する。年齢が上だとか、女だとかを抜きにして意見交換できたのは、非常に理想的な形だと思っています。

この事件は、この二人がある遊び場で知り合って、同棲して、そして夫婦になったと。その中ですから、若いということもあるんですけども、成人していますけど、全く被告人の女性は大人になっていない。要するに、この子は子どもの知識もなくて、気がついたらとんでもない事件を起こしたということなんですね。ですから、一番最初に裁判の席に出たときも、とにかくとんでもないことでしたと、顔にずっと出ていました。沈痛した面持ち。本当にどうしていいかわからないみたいな。反省の色はすごく見えましたけども。

私が一番感じたのは、放火に対する知識というのは、皆さん、放火すると大変だということは、子どもころから学校でも聞いていると思うんですけども、まず最初皆さんが集まったときに、放火というのは殺人事件と同じ量刑ですと聞いて、全員がびっくりしたんです。それで、裁判が終わった後も、裁判員制度に行ってきたよということで、放火というのは殺人と一緒になんて言ったら、ほとんどの人はみんなびっくりするんですね。だから、このあたりは、放火だけじゃないんですけども、世間でやっちゃいけないということが、親からも教育できていないし、学校からも教育できていないし、社会全般からも教育できていないということ。この教育ができていたら、この被告は火はつけなかったと思います。

それで、火をつけた後、火をつけたって、全然自分もけがは何もなくて逃げたんです。だから、本当に火をつけるとか、自殺というんじゃないで、発作性もあったと思うんですね。そこにやっぱり幼児性があったと思うんですけども、大人であっても大人になり切れない幼児性の中で起きた事件です。

とにかく十分にディスカッションできました。結果的には懲役3年の執行猶予5年プラス保護観察ということで、これも話し合いの中でたどり着いたという形です。一番印象的だったのは、我々がやった判決の結果として、被告の夫が来ていたんですけども、いわゆる執行猶予と言った時点でご主人が涙を浮かべて、それがすごく印象的でした。

4日間というのはあっという間に終わったんですけども、実質的に家に帰るとくたくたでした。だから、皆さんが長い間やったと今お聞きしたんですけど、非常にびっくりしました。

呼出しが来たときですけども、私も戦後一番で生まれた人間ですから、赤紙が来たのか、徴兵の切符が来たかと思ったぐらいで、特別な理由がなければ罰金に処すというから、罰金払って出ないというふうに冗談で友達に言ったら、「いや、俺も罰金払って出ない」と言う友人も何人かいました。当日来て、私は抽選にはほとんど当たらない人間なんですけれども、何か通る気がしたら、見事に当たって裁判員にセレクトされました。

決まった以上は一生懸命やろうと思って、一生懸命やりましたけども、ものすごくいい経験でした。裁判員というのは、通知が来て呼出しが来たということ自体も言っちゃいけないみたいに思っている人が結構いるということがわかったんですけど、そんなことないんだよと。言っていることとやっていけないことをはっきりわきまえば、そんなに守秘義務でどうこうと萎縮することないということで、何人かは納得して。要するに、すごくよかった、私はもう一度やりたいと。ただ、幸いにも、殺人だとかそういう強烈な事件じゃなかったせいもあると思いますけども、非常に私自体も勉強になりました。いろんな面で、法律面も含めて勉強になりました。以上です。

司会者

ありがとうございました。

それでは、7番さんですが、担当された事件は、二人被告人がいて、営利目的で覚せい剤を所持し、また、営利目的で覚せい剤を製造したとして起訴された覚せい剤取締法違反の事案です。職務従事期間は11日間。これは事実について全面的に争いとなっていて、警察官、あるいは科学捜査研究所の연구원などの証人尋問が行われているようです。

それでは、7番さん、全体的な感想をお願いいたします。

7 番

私は、ご覧のとおり、この中で多分一番年をとっているんじゃないかと思えます。本当は、裁判員裁判の通知が来たときに断れる年齢でありましたけれども、実際にこの目で見てみたいなと思ひまして、参加させていただきました。

幸いといえますか、何といえますか、担当したのは薬事犯で、たまたま5か月前になりますけど、その間、今日に至るまでに何回か報道がありまして、殺人とか、反社会的勢力の方たちの絡んだ事件とか、そういうことで精神的、肉体的に非常に重荷を被ったというふうな記事も読みまして、たまたま薬事犯ということで、社会的には非常に大きな被害を被る事案ではありますけれども、そういうのから比べてよかったのかなというふうな、後からの感想につけてもそういうふうなことを思いました。

裁判そのものについての感想ですけれども、全般を通じて、私は、日常生活では困らないんですけど、耳がちょっと、片方が鼓膜が破れているということで、それから、もう一つのほうの耳が最近少し弱くなってきたせいか、日常生活の会話には困らないけども、こういう会議とか何とかそういうときには聞きづらくて。裁判では非常に聞くのに一生懸命だったんですけど。

そういうことで、自分自身の体調も考えないで参加して、後から後悔したんですけども、10日間の期間を何とか乗り越えて、今年の4月でしたけども、毎日家に帰りますと足がぱんぱんになっているんですね。むくんじゃって。それを何とか乗り越えてやってきたんですけども、大変いい経験をしました。

事案につきましては、外国人に対してなものですから、通訳が入りまして、かなりの時間がかかりました。普通の時間よりかなり時間がかかったんじゃないかなと思ったぐらい、一回一回通訳が入るものですから、多分半分で終わるところを倍かかったんじゃないかというふうな感想を持ちました。

そういうことで、まず重大事犯でなかったこと、確かに、薬事犯は重大ではありますけれども、もっとそれ以上に重大な事犯でなかったことは幸いだっただと思ったことと、それから、全体的に公判の中で話が聞きづらいということを実際に現場に来て経験した。それから、裁判官の方の言葉について、一言一句正確にと言いますか、言葉のてにをはを正確に判断されて文章を書いておられたということに感銘を受けました。以上でございます。

司会者

ありがとうございました。

それでは、最後に8番さんですが、担当された事件はやはり放火の事件で、母親と同居する自宅に、お母さんといさかいになって、お母さんがどこかへ出ていったんですかね、灯油をまいてライターで放火して、自宅を全焼させたという事案です。職務従事期間は6日間で、この事件も事実関係には特に争いがなくて、量刑が問題となって、お母さんなどの証人尋問が行われているようです。

それでは、お待たせしました。全体的なご感想をお願いいたします。

8番

私は6日間だったんですけれども、バランス的には、裁判長初め裁判官の方の年齢もバランスがいい。3人違った意見もいろいろと言っていたりして、参考になりました。裁判員も男女半々ぐらいの割合で、年齢的にもバランスのいい審理ができました。

放火という重大な犯罪を被告人がどれだけ真摯に向き合って反省しているのかというのを、法廷で被告人に質問させていただきながら、どれだけこちらで私のところに届くかというところをきっちりと受けとめようと一生懸命していたんですが、証人の言葉とか、弁護人の方のこともあるんですが、あまり影響はされなく、本人の態度とか、言葉一つ一つとか、質問に対してどれだけ受け答えがきっちりとできるかというところに、私は最後の求刑に対

して自分の判断ができたらいいなと思って、6日間じっと考えながらしました。

いろいろなことがあったんですが、社会に出て更生にどれだけ期待できるかというところを自分の中で、本当に更生できるのか、更生できるだけの本人の強い意志があるのかというところに自分ではちょっと感じられなかったりとかありましたので、質問させていただきました。

あとは、裁判官の方たち、裁判員の皆さん、すごく意見をたくさん交換しながら、被告人とか証人に対しての質問も多く出ていましたので、とてもわかりやすい裁判だったと思います。裁判官も、裁判長の方も、とてもわかりやすく一つ一つ説明していただきましたし、なごやかな中で進んでいたのも、あまり自分の中で重いなという気持ちはなかったように思います。

最後に、本人を最後まで見続けて、社会に出たほうが更生するのか、二度とやらないのか、刑務所に入って反省したほうがいいのかというのは、やはり私は専門でないのですごく迷いました。

司会者

どうもありがとうございました。

それでは、各論というか、本題に入っていきたいと思いますが、ちょっと時間の関係もありますので、まずは冒頭陳述など当事者の主張について、ご意見があれば聞かせていただきたいと思います。

冒頭陳述と申しますのは、皆さんも体験されたと思いますが、証拠調べの前に、冒頭において、これから証拠調べを行っていく事件の概要を示すとともに、争いがある事案については、その争いに関するそれぞれの当事者の立証のポイントを明らかにする。また、事実上争いのない事件については、どういうことをやったという、その事件の概要プラスどういう量刑が相当かについて、当事者の考え方、あるいは着目してほしいポイント、こういうことをあらかじめ説明をする。そういうことによって、裁判員の皆さんは、証拠

調べをその後聞いていく場合の道しるべ，あるいはガイドライン，そして証拠調べの内容を理解しやすくする。そういうためにやっているわけですが，それぞれの方で，何か冒頭陳述をお聞きになったことを思い出していただいて，わかりやすかったとか，わかりにくかったとか，あるいはその際に使われたメモ等に関する何かご意見があれば，遠慮なく言っていただければと思うんですが，いかがでしょうか。

先ほどちょっと3番の方がおっしゃっていましたが，比較的たくさんの事件のように思うんですけれども，冒頭陳述をお聞きになって，いかがだったでしょうか。ご感想があれば。

3番

冒頭陳述のときに弁護人と検察官から資料が出されたわけですが，検察官の方が作った資料というのはA3が2枚だったんですが，非常にわかりやすかった。時系列的に何が起こってどうかと，そこは非常にわかりやすかった。後の公判，それから評議でも，それをベースに私はできたなという感じ。

一方，弁護人は，A4が1枚だったんですが，結局この事件の一番のポイントは，二つの事件があって，最初のほうは，殺意があったかどうかというのが問題で，もう一つのほうは，どちらにしても殺意は最初から認めていたということになります。ですから，殺意があったかどうかというところで，それを争うという形なので，そのことを弁護人の資料のほうには書かれていたんですが，具体的に審理に当たっては被告の立場になってよく考えなきゃいけないというようなことが書かれているわけですけど，確かにそれしか書けないのかもしれないんですけど，もう一つ，被告人の証人尋問とかそういうところで，具体的にどういう目的を狙って証人尋問をしているか，そういうところが非常に曖昧だったなというのを感じていました。

それと，弁護人の方が二人おられたわけですが，国選弁護人の方だったんですけど，お二人の方も当然事前にいろいろと調べられてたと思うんですけ

れども，二人のチームワークというか，その辺はどうだったのかなというところは，ちょっとひっかかるころはありました。

8 番

弁護人の方が弁護するというよりも，ちょっと感情が極まって，声を詰まらせてしまったりとか，そういったところも弁論中であって。ちょっと驚くようなところもあって。僕は反省していますとか，体調を壊しています，だから長いこと，もう，刑に服したら，もっと精神的に参ってしまうので出してくださいという感じがすごく見受けられたんですね。だから，その辺で，何かちょっと弁護人の方で被告人を指導したり，はっきり物事を言いなさいとか，何かいろいろと，私，そこら辺のところの中がわからないんですが，指導されるのか，どうなのかなというのはありました。

司会者

ありがとうございます。

ほかの方で何か，いわゆる最初の，当事者の冒頭陳述とか思い出していただいています。

7 番

私が担当しました事案につきましては，ちょうど裁判に参加させていただいたときから，1年間遡って逮捕されているんですね。1年の間にどれだけのことが進んできたのかよくわかりませんが，その間にいろんなことを多分調べたり，調書をとったりということやってきたんだと思いますけれども，なぜそれだけの時間がかかって，それが今になって裁判員裁判にかけなくちゃいけないのかというふうな疑問も，まずありましたですね。もっと早くやってもいいんじゃないかと。

で，たまたま担当したのが，外国人の奥さんを含めた，片方は旦那さんが日本人ですけれども，1年間勾留されて，もう少しスピーディーにできないのかなということを感じました。以上です。

司会者

わかりました。

次に、今回担当された事件、それぞれ、いろんな証人尋問あるいは被告人質問をご経験されているようなんですけれども、まずはその長さについて、何かご意見があるかどうかお伺いしてみたいんですが。事件によって、あるいは争点によって、あるいは通訳があるとか、いろいろありますけれども、何かお聞きになっていて、こんなに長い時間聞かなくていいじゃないかというような、そういう感想をお持ちの方、いらっしゃいますか。

6番

検事さんで若い方で、何か、失礼ですが全然慣れていなくて、一生懸命やっている中で、かなり重複したり、それ以上質問する必要がないような感じもちょっと感じたんですね。裁判官がそこは今されていた事項だから、同じような内容をまた繰り返して説明することはないよということがありまして、それで、検事さんの方も、非常に素直というとおかしいんですけども、わかりましたと。それで結構ですと、一応言い尽くしましたみたいなことはありましたが、別にそこが、それがなかったら、うるさいぐらいの感じがしたところでちゃんとストップがかかって、それはぜひお話ししたい点です。以上です。

司会者

裁判所の指摘がよかったというお話ですね。

6番

そうです。

司会者

わかりました。ありがとうございます。

ほかの方でどなたか。長さ的に、一人の証人に2時間とか、あるいは被告人質問でも2時間とか、そういうものもひょっとしたらあったかもしれ

ませんけれども。何か聞いておられて、普段のお仕事のとくに、普通だったらこんな長く聞かないよみたいな、そういうのはありますか。あまりご遠慮なさらず、ご意見をどうぞ出していただけたらと思いますけれども。

1 番

私が担当した事件は、先ほどもありましたように、被害者一人ですし、被告人一人ということで、ある意味、単純といえば単純な形で、多分、事実も、被告人側から見た事実とそれから被害者から見た事実というのを突き合わせてというようなことだと思うんで。やっぱり、被害者なりあるいは被告人が複数人いると、いろんな目から見て、多分そこで輻輳しちゃうんだと思うんですけれども、そういう意味では結構単線的なといいますかね、それを冒頭陳述でも結構、時系列的にいわゆる被告人から見た行動とそれから被害者から見た経緯というのは、突き合わせすることでいわゆる食い違っているだとかいうのがわかったので、そういう意味では非常によかったと思います。だから、ある意味わかりやすい事例だったのかもしれないと今思っています。

ただ、本当に、ほかの方の事件のことを聞いていると、審理の期間も非常に長かったりとか、量刑も含めて重大になっておりますので、本当にそういう意味ではちょっと、むしろ比較的軽いのかなというのはあったんですけれども、ただそれでも、一つ一つ、被告人とそれから被害者の行動というのを、それこそ一挙手一投足じゃないですけど、手の動きとか、手のひらがどっちを向いていたのかとか、そういう、本当に一つ一つ厳密に事実を積み重ねるといようなことを質問等でもやっていましたので、被害者質問が多分2時間ぐらいあって、その間に1回休憩挟んだという感じだったと思うんですけど、そういう意味では、集中して聞いていたということもあるかもしれないんですが、一つ一つ、段階を踏んで、この行動の後にこれがどうだったんだということをやっていたので、私自身は、ある

意味，あつという間に過ぎたなというような感じでした。

逆に，事件の内容もそうかもしれないですけども，全体で見ても，やっぱり話し尽くすことがないような感じで，そういった事実だとか，あるいは，内容について，もう少しむしろ話し合う時間があつたほうがよかつたなと思うぐらいでした。

司会者

ありがとうございます。今，2時間ぐらいでも集中して聞いていたというお話をお伺いしました。

多くの事件で，検察官はまず主尋問を行つて，それで弁護人が反対尋問をやると思いますがけれども，主に主尋問を担当されることが多い検察官のほうで，何か，これは質問というか，証人尋問を行う上で気を付けられている，その点伝わっているかどうかとか，何かそういう具体的な質問等はいかがでしょうか。

水上検察官

6番の方が，若い検察官に対して，厳しいコメントをつけてくださった。

私，中堅ですけども，若手と一緒にやって，経験を積ませるためにやらせるんですけども，そうですね，我々はずいぶん証人尋問で，伝わっているかなとか，そういうことを，立証責任があるものですので，意識してしまつて，それが強調であつたり，重複であつたりとかいうふうになつてしまつて，それが裁判員の方が見ると，くどいとか，そういうふうに映つたんだろうなというふうに感じて，これは非常にアドバイスをいただいたというか，そんな気がいたします。ありがとうございます。

司会者

一方，弁護人のほうは，普通は反対尋問ということで，全般的にもう1回聞くということはありませんが多分多いと思うんですけども，何か普段弁護をやられていて，それぞれ担当された事件では多分ないので，なかなか

か具体的なことは言いにくいかもしれませんが、何か尋問に関してご質問はございますか。

久保内弁護士

弁護人は、被告人の側に立つものですから、被告人に不利な証言をするような方に対して反対尋問で、割と厳しくいろいろやったりするんですけども、聞き方とかによってむしろ、弁護人あるいは被告人側に悪印象を持ったケースとか、あるいは逆に、反対尋問が成功して、何かこの人は嘘をついているなというのがわかった、そういった事件をご担当された方がいらっしゃれば、お聞かせいただきたいと思います。

司会者

今の質問のご趣旨は、要するに、弁護士さんが証人に対して厳しく聞いたり、被告人に対しても、弁護人なんだけれども厳しく聞いたりすることによって、ああこの人はこういう感じの人なんだとか、あるいは、的確な反対尋問で、なるほど、主尋問を聞いているときには本当のことを言っているように思ったけれども、そうでもないんだなというふうに気持ちが変わるみたいな、そういうようなご経験があればというお話だと思いますけれども、いかがでしょうか。

1 番

強制わいせつ致傷事件ということだったんですけど、私の印象で言うと、やっぱり弁護人の方が、被告人質問ですか、そのときに、むしろ検察官が質問しているんじゃないかなぐらいな、その行為に及んだときには、どうしてそんな気持ちになったのかみたいな、こういうこともあって。そういうことをつまびらかにすることで、量刑とかあるいは裁判員とかの心証に関係するのかわからないですけど、そういう戦術なのかなと思ったんですけど、そういう意味でいきますと、弁護人のほうがまたある意味厳しい質問をしているかなという印象はあります。それがどういう意図だったかは、

ちょっと理解できなかったです。

司会者

はい。

では、今度は、質問の中身あるいは質問のやり方、技術的な面も含めて、例えば、アンケート結果などを見ていると、質問の意図がわからない、あるいは、同じような質問ばかり繰り返している、あるいは、聞き取りにくかった、速過ぎた、いろいろ、アンケートに具体的にお書きになる裁判員経験者の方もいます。ここにいらっしゃる方がそういう感想をお持ちかどうかはちょっとわかりませんが、いかがでしょうか、何か具体的な証人尋問に関して、技術的にあるいは内容的にちょっと問題を感じたという方があれば、おっしゃっていただければと思います。多分、当事者としてはすごく参考になると思います。遠慮なくおっしゃっていただければと思いますけれども。

4番さんは経験されて、当事者の何か質問の意図とか内容がわかりにくかったというようなご感想をお持ちでしょうか。それとも、ちょっと違いますかね。

4番

いえ。多分、この事案を担当した裁判員の共通の意見だと思うんですけども、恐らく裁判員裁判ではない通常の裁判であれば、また違うのかもしれませんが、裁判員が、ある意味全く素人の人間が裁判員をやっているわけで、裁判員裁判の運営の仕方って、多分いろいろ弁護士側も検察側も工夫をされてやっていらっしゃるんだと思うんですけど、あるいは、いろんな戦略があって、何となくぼかしながら聞いたりとか、やられているんだと思うんですけど。なかなか、何のためにそれを聞いているのかというようなことがこちらに伝わってこないままに途中で終わってしまって。で、逆に、私が担当していた事案では、裁判員が質問しまくっていて、裁判員が検察

みたいな質問の仕方をして、弁護側から、ちょっと、というお声も何回かあったりもしたんですけど。そんなことで、先ほども私、最初に申し上げたように、聞きたいことがなかなか聞けないという意味で、何かこう、意図がストレートに伝わってこないような、そういう質疑が結構多かったの。もともとわかりにくい事案なんですけど、真っ向から有罪と無罪で主張が対立しているんですけども、無罪と主張している弁護側にしてみれば、こうだから無罪なんだというよりも、何かいろんな進行を見ていると、結局、この人たちはどうしたいんだというのがよくわからないままに最終日を迎えてしまったみたいな、そういうところがあったので、ちょっとその辺はもう少し工夫したほうがいいかなという感じはしますね。

司会者

ありがとうございます。

ほかの方で何か。

6番さんが担当された事案では、お感じになったりとかされましたか。

6番

見ていて、弁護士さん自体が、弁護士さんいろいろ知っているわけじゃないですけども、もう大体答えもほとんど出ているみたいな、裁判官の角度から何か弁護している感じはしました。で、もう、答えも出ていて、執行猶予3年の5年の何とか、と答えが全部見えているような質問をしていたように、逆に後になって感じました。ということは、非常に、逆に優秀な弁護士さんだったと思います。

司会者

では特に問題はないということですね。

6番

はい。

司会者

わかりました。ありがとうございました。

ちょっと、時間も押してきましたので、あとは先ほどの最初にお話ししていただいたときに、多くの方、裁判官の説明、恐らく審理途中の休憩時間とか、あと評議の中での裁判官の説明についても恐らくお話をさせていただいたんだろうと思いますけれども、裁判官に対しては、恐らく皆さんが1対1でやっているし、公開の法廷でやっていないので、皆さんがわかっていないなと思われるのもっとしゃべることができるので、またたぶんその点もあるのかもしれませんが、裁判官の話し方で、説明はいいんだけど、説明されちゃうと、だんだん自分の言いたいことが言えなくなってしまうみたいな、影響を受けてしまうみたいな、そういうところは感じられませんでしたか。大丈夫でしたか。

2番さん、もしよろしければ。

2番

特に、そういった誘導を感じるのかということとは全くなくて、本当に適切に導いていただいているという、そういう感じでした。

なるべく自分の主観が入らないようにというのを、すごく心掛けて、何か慎重に説明されているなという印象は受けました。

5番

そうですね。私も、裁判官の方の発言で何か誘導されたという印象は受けずに、逆に、そこで何かこう強く言われてしまうと、ああそうかなというふうには確かに思ってしまうと思うので、それに対して、すごく、こちらの意見を導き出していただくというか、そういったお話をされていたので、よかったと思います。

6番

今の点ですけど、評議中にしても、休み時間を含めて、裁判官が非常に丁寧な。私も随分質問したんです、これはどういうことですか、この場合は

どうなるんですかとか。それを一つ一つ完璧に，いわゆる押しつけじゃなくて，ここはこうなんだよ，こういうことなんですよみたいなものを。かなり質問しました，私だけじゃなくて。それを全部，不満だとか納得いかないような感じの素振りをした人は，私の記憶ではなかったです。私，ちょっとカウンセリングだとか人生相談を実はやっているんで，その裁判官の知らないようなことも知っていたんで，逆にちょっと，こういうことですよと教えて差し上げた点もありました。それは専門の違いですから，違う角度から見たということで，それも，ああそうなんだということで，逆に質問してくれて，さっき言ったことはどういうことなのということがありまして，実はこれこれかくかくしかじかでこういうことですよという話で，ありがとうというような会話までありました。だから，私のグループでは，とにかく，私は大満足でした。皆さんも恐らくそうだと思います。

司会者

わかりました。

それでは，時間になりましたので，マスコミの方も何か質問がもしありましたら，どうぞ遠慮なく。どうぞ。

A社甲記者

記者クラブを代表して，何点が質問させていただきます。

ちょっと重複してしまうかもしれないんですが，改めて裁判員を経験してよかったこととよくなかった点があれば，教えていただけますでしょうか。

司会者

裁判員を経験されてよかったこと，あるいはよくなかったことで，どなたでも。1番さん。

1番

裁判官の方も，それからあとは検察官の方も，当たり前ですけども，や

っぱり普通の生活をしている人なんだなというのがわかったというか。ちょっとプライバシーに関係することになってしまうかもしれないんですけど、裁判官の中には、お子さんがまだ小さくて、保育園にお子さんを預けてから来るとかですね、夜、パソコンに向かって、子どもを寝かしつけた後にやると。当たり前の生活があって、当たり前のいわゆる職業人としての裁判官がいるんだなという、そういう素顔が見れたのが、非常によかったなと思いました。非常に堅いイメージというか、どうしても取っつきにくいイメージというのがあると思うんですけど、その辺を意識してそういうふうに接していただいたのかもしれないんですけども、その辺は、非常に陳腐で言っていて恥ずかしいんですけど、非常に法曹が身近になったみたいな、そんな感じを受けました。

司会者

ほかの方はどうですか。逆に、3番さんや4番さんは25日間とか随分長期間やられたわけです。その辺何かございますか。

3番

裁判員を経験して、悪かったということは全くないんです。よかったということは、今までの経験の中で会社生活とかを踏まえて、その中で今回の事案に対して、事件が起こった過程の中で、被告人がどう思っていたかとか、そういうのを考えながらやって、非常にそういう意味で、考えたということはよかったなということと、先ほどもお話にありましたけど、裁判官の方、裁判長の方、もう本当に一般の方だった。職業のそういう方という形でやられておるわけですけど、やはりその裁判を担当した事案の中での経験ということですから、逆に言うと、一般の民間の人のそういう経験というか、そういうのが少ない方もいるんじゃないかなという感じも持ちました。

司会者

ありがとうございます。

1番, 3番さんと来て, すみません, 5番さんは何かありますか。

5番

私がちょうど裁判員をやっていた時期に, 裁判員をして精神的に不安定になったというようなことが新聞で結構報道されていた時期で, 裁判員同士でもそういった話題が結構出ていたんですけれども, 私たちがやったときにも, 勿論いろいろ配慮いただいていたので, 途中で辞めることができるということをお話しいただいていたのと。ただ, やはり, やってて, それを言い出せない方というのはいらっしゃると思うんですね。責任感が強かったりとか, そういったことがやっぱりあって, 自分をどんどん追い詰めちゃうからこそ, 最終的に後でだめだったということがあると思うので。やはりそういった中で, なかなか裁判官の方って, 皆さん見るのは大変だとは思いますが, こまめに, 最初と最後だけじゃなくて, 途中, 途中で, 「大丈夫ですか」というその一言ですごく違うと思うので, そういったことが後々の精神的なものにもつながるのではないかと。あとは, 守秘義務があるということで, なかなかちょっと, 最初警戒して, 裁判員同士もいろいろ話していいんだらうとか, 最初はあったんですけれども, やはりそういったことをきちんと理解した上で, 自分が今本当に思っている精神状態を, 今一番近くで話せる人に話せるという状況がないと, やっぱりちょっとつらいものがあるときもあると思います。

司会者

7番さんは何か, 裁判員をやられてよかったこととか悪かったこととか, 何かございますか。

7番

よかった点から言いますと, 全然未知の世界のことを一つわかったこと。それ以降, テレビを見ていても, 裁判所のシーンが出てきますと, あそこ

に自分が座っていたんだなというのを思いながら、見ていたんですけれども。そういうことで、視野が少し広がったかなと。あまり大した視野じゃないですけど、視野が広がったかなということがありました。

それから、悪かった点といいますかここについては、やみくもに参加すべきじゃないなと。好奇心だけで参加すべきじゃないなと。ということは、後から考えて、ぞっとしたんですけれども、もしこれが凶悪犯の裁判だったらどうするんだろうと。精神的なことから病院に通った方がいらっしゃるとい話を聞きましたので、そういうふうなことに出会ったときに自分もなったらどうだったんだろうということを考えて、ぞっとしました。

そういうことで、簡単に考えないで、十分に思案をして決めるべきだなというふうに思いました。

司会者

8番さん、いかがですか。

8番

私は、悪かったことはないです。全てこの経験は、これからの人生の中で大変よかったと思いますし、意義があることだと思います。罪を犯すという人が周りにももちろんいないわけなので、どういう状況でこういうふうに、こういうところに立っているんだろうというところの疑問から入って、いろいろなことをまた深く考える。私は、会社を自分でやっているの、意外と自分は厳しいのかなと思いながら、途中でもう少し、もっと甘くしたほうがいいのかなとか、自問自答しながらというところもありました。でも、大変いい経験をさせていただきました。

司会者

ありがとうございます。

それでは、6番さん。

6番

だいたいお話ししましたが、とにかく全体がスローでしたから、これと
いうのはないんですけれども、経験としては最高の経験ですから、チャン
スがあったらまたやりたいというのが本音です。以上です。

司会者

ありがとうございます。

そうすると、4番さん、何かございますか。

4番

やって悪かったことは、特にありません。

よかったことを別の視点で言わせていただくと、会社を1か月以上休ん
だ割には、誰も文句を言わずにさせてくれて、仕事も引き受けていただい
たので、改めていい会社だなと思ったところで。

参加して、ちょっと意外だなと思ったのは、この裁判員制度に参加しや
すい環境をもっと整える必要があるんじゃないかなと。どういうことかと
いうと、うちの会社は、こういう裁判員制度で裁判員に携わるだとか、あ
るいは人の裁判に証人として立つとかという場合には、公務休暇という制
度があって、私が担当した事案で、補充裁判員を含めて9名のうち6名の
方が会社勤めをされていたんですよ。私以外は皆さん有給休暇をとって、
来られているんですね。なかなか、私が担当したような事案で1カ月も超
えるような事案になると、やはり、時期だけじゃなくて、期間が長いがゆ
えに、やりたい気持ちはあるんだけど、そこまで休みがとれないよとい
うことで、多分お断りになられるようなケースってあるんだと思うんですけ
ども。その辺の各省庁から業界団体への働きかけなのか、ちょっと難しい
場合もいろいろあるとは思いますが、広く裁判員制度を周知して理解を
深めていただくと同時に、会社というか企業だとか団体も、そこに所属す
る所属員がそういう選任を受けたときに出やすいような環境を整えるよう
な働きかけも、もっと、裁判所というか、法務省というか、そちらのほう

でも努力を今以上にさせていただく必要があるのかなという気はします。

司会者

そうですね。それができればいいですよ。ありがとうございます。

最後ですけど，2番さん。

2番

私も，悪かったという点より改善していただけたらなというような点なんですけど。

私も子育て中で，幼児2人を育てています。で，今回，選任手続から抽選，その後，土日挟んで，すぐ審理だったと思うんですけど，やっぱり預け先をどうするかという問題もあって。一時預かりの施設も，きちんと確約していないと，たしか予約ができないとか。前もって予約をしておかないと預かりはできないし，ただ，もし抽選に外れた場合はたしかキャンセル料か何か，そういう，ちょっと細かいことは忘れてしまったんですけど，まずは最初にこれは使い勝手が悪いとか，使えないなということで，もう幼稚園に通っているんですけど，親族に，幼稚園が休みの日は預かってもらうという，その手段しか考えなかったんです。ですので，主婦の方でもきつと意欲的にこういった制度に参加したいと思っている方がたくさんいらっしゃると思うので，まず，裁判員制度にかかわらず，子育ての問題というのは大きいと思うんですけど，預かり制度の確保ということをもう少し検討していただけたらなというふうに思います。

あと，よかった点は，もう皆さんおっしゃっている点で，付け加えさせていただくと，最後の，どうしても量刑を考えるときに，素人なのに一人の人生を決めていいのかとそのときすごく考えさせられたんですけど，ただ，だからといって，プロに任せてというのが，やっぱり責任を，素人の私たちが考えてもいいのかなという，責任を感じながら，一生懸命考えて，量刑について考えて，何か一つの結論にするという，それが，やっぱり今，

市民が参加していく社会が目指されていると思いますけど、そういった上では、やっぱり責任を感じながらも考えるというそのことが大事なんじゃないかなと、個人的には思いましたので、こういう制度をつくっていただいて、市民が参加できる機会が一つある、国の方からあるというのはすごくいいことなんじゃないかなと考えています。

司会者

ありがとうございました。ほかには。

A社甲記者

3番の方などは、事件を大きく報道されたということですが、実際に裁判が正しく報道されていたと思うかということをお聞かせいただけますでしょうか。

3番

報道自体は正しかったんじゃないかなと思うんですけど、もう本当に、法廷で判決が出たら、すぐ、1時間ぐらいでインターネットで書かれていましたが、その報道自体は、私が見た報道は正しかったですね。新聞程度ですけど、ほかに週刊誌とかあったのかどうか知りませんが、私が見た限りでは報道は間違っていなかったと思っています。

司会者

よろしいですか。

ほかの方で、どうぞ。

2番の方、何か報道で。

2番

正しく伝えられていたと思います。騒音による住民トラブルという、比較的日常生活で起こり得る事件だったので、そんなに大きな報道はありませんでしたし、事実に基づいたそのままの内容が報道されていたと思います。

司会者

ほかの方はよろしいですか。

どうぞ。

B社乙記者

皆さんのお話をお聞きしていて、事件の大小にかかわらず、やはり事件を引きずるといふか、今も胸の中にしまっている方が多いと思うんですが、守秘義務もあって、精神的に負担が大きいと思うんですけど、裁判員同士で会ったりとか、どういうふうに吐き出す場をつくっているのかというのがお聞きしたいんですが。

司会者

守秘義務もあって、事件を引きずることもあるんだけど、例えば、裁判員同士で会ったりとかされているのか。それ以外に何かそういう心の中のを解消するような何かをやっておられるかと。そういうご質問とお伺いしてよろしいですかね。なかなか答えにくいかもしれませんが、何かそういうことでご発言はございますか。3番さん、どうですか。

3番

私の場合は、裁判員が終わった後に、その当日なんですが、裁判長、裁判官と、それから裁判員で、ちょっと打ち上げみたいなことをやり、その後2回ほど集まって、話をしました。その中で、裁判で守秘義務というのは吐き出せないから、そういう話を云々ということは、私たちの場合はなかったですね。結局、裁判の評議の中で思う存分話をして、そういうふうにわだかまりといふか、こだわりといふか、そういうのはなかったんで、そういうような形で、いろいろと集まって話をしましたけど、裁判の内容を話すようなことは、基本的にはなかったです。

司会者

ほかの方で、何か。なるべく忘れようとされているのか、あるいは、忘れようとしてもやっぱり忘れないとか。

2番さん，いかがでしょうか。

2番

今日は，皆さんすごくたくさんお話をしてくださいましたし，私もさせていただきましてし，やっぱりそれは何か話したいという思いが共鳴するとか，すごく大きな体験であったとは思っています。ですので，裁判が終わった後，確かにそういった場がないので，正直，何か意見交換をしたいなという気持ちは持っていました。ですので，今日の会も，こういう場があって，ありがたかったなと思っています。

司会者

それでは，何かほかに質問等は。ほかの関係者の方でも何かご質問等ありますか。

よろしいですかね。

5番

ちょっと最後に。

今こう話をしているけども，私も含めてなんですけれども，非常に貴重な経験をしたというふうには思っております。ただ，私も周りから言われる話というのが，結局は報道されているのが，これをやって精神的に不安定になったとか，そういう裁判を起こしたとか，そういう報道というのは，すごく目立って出てきているので，周りがみんなそういう意見とか，思っているんですね。ですので，本当にやるのとか，大丈夫なのとか，すごく私も言われ続けて，ここに来たんですけれども，実際の現場というのは，本当にそういうふうではなくて，守秘義務とかがあるので，なかなか報道って難しいんだとは思っていますけれども，やっぱり報道の力って強いと思うので，これがこれだけ貴重な経験なんだよという報道は，正直，されているのはほとんど見たことがなくて，そういう，何十万人いる中の本当に1人のちょっと具合が悪くなった人ばかりが取り上げられているなという

印象があるので、その辺見ていただけたらと思います。

司会者

ありがとうございました。

今日は、お忙しいところ、わざわざ来ていただきまして、貴重なご意見、
どうもありがとうございました。

これで終了させていただきます。

以上